扶桑拾葉集　十六

伊地知文庫
文庫20
360
19

文庫20
360
19

扶桑拾葉集卷第十六

目録

河海抄序　源善成
伊勢大神宮系譜記　坂士佛
源氏物語提要序　源範政

拾葉集巻第八十六

参議従三位兼行右近衛權中將源朝臣光國編集

河海抄序

源善成

光源氏物語は、寛弘のころ、紫式部がこれをつくりて、康和の比、藤原為房卿、代々の抄をあつめて、中納言定家は、巻々の雅言を注して奥入と名付き。大納言光行は、家々の口伝を抄出して、水原抄と名付き。これらの人々は、伏見仙院坊門院の時、同類たりしかども、去年、海渡の船にのりて、後醍醐院御位の

東洋文庫

[illegible]め・彼梨壺の[illegible]・万葉集とる[illegible]
[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]
海[illegible]・[illegible]・[illegible]・光源寺朝臣・七の流の底の
[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]
顧問[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]・[illegible]

まで御見送りしに人のらめりしに付て・藤の心をもて
ゝんとて・あ二日逗留せしに・此の津い江をこゝ浦
遥すて・行きの舟人の月毒・藤の枝の枝身
笑事・いつに浪風の吉・思ふくせし
風宝にいせやの月をこゝ受りめて
ゝ可の浪ゝ和ゝ神ゝ
安濃津とおて・いつこゝ浦江す行かとゝ・ゝ
姫ゝ月をくゝうはの木ゝ旅ゝ思いとゝ（皮の）ゝ島
の明ゆゝ人参ゝ・ゝ海ゝ月ゝ・ゝ有ゝ
うとにゝ・ゝ水上ゝ付ゝ・雲出河のゝ波
ゝ・小野古江海ゝ・ゝ名所ゝ行ゝ・ゝ長部の

人ゝ見て少海ゝ少は・ゝ道ゝ物ゝ
ゝ思ゝ出て・松風ゝ半ゝ・ゝ波のゝ
通ゝ入海ゝ・ゝ行ゝ藤行ゝ・ゝ遠
ゝ道ゝ・ゝ去ゝ記ゝ・ゝ
ゝ・ゝ村のゝ・ゝ
ゝ半ゝ・ゝ

渡口無船（アメ）憩樹蔭（イラフ）　漁村煙暗（アメ）日沈沈
寒潮歸去（リ）途程近（テ）　又有松濤（リ）驚容心（カヌ）

西ゝ・ゝ日ゝ・ゝ
ゝ・ゝ我ゝ・ゝ
ゝ・ゝ内ゝ・ゝ
ゝ・ゝ海ゝ・ゝ

うたをこのみ給ふ事ありし
海ゆかばみづくの山ゆかばかばねむすまじ
槙田河被殿とせられて行幸ありし
かりしらう・國の南にあり数河の
林泉の事かくれのなしたくみもしたる人
しかし・まことかるやれ数年にして朱の
みちのくとのつくりかの人々しうしかの山の
かしらをとこ・こゝろとゆるとかるかる世の
さまをしれしらて・神宮の御ゆめ・ほすの藥院の
かのをくれて・まはのうたに・春花の後にて行
ゆくしる柱の道をたゝはすしらと・人々もかくと考

世にい・多数・朱とのみをみて・神宮とよい
ゆゑ・久しき歌のこと・ちかこの後・再奥のこと
れ歌の・風流の・有
かの風・はをれ・源頼朝・芳野山の桜常
歌よ・吉野のしの如・京・野宮の
及ぶ・神宮・数かのこと・三の
をしたをたいのをもたしら・花の事也
をしらをと・神のかとこと・葛の葉・かの
歌のしらと・結ひ・はをとかや・こゝをまを
りしたを・今ふかをいちし見て・主・宮の下・桔
業のしのをしらの・わつを・ゆるしの・何の事也

秋の花のみをうり歌をよみて見て侍れば
乃先てうと・すきみ給のきゝ世に花の夜し・雪と物
雨と物うしと今は外しゝ山ゝ物に花・いまは行
しゝ夢物ゝ・夜の山月うはなを見ゝ・志ゝ
つと思ふし夢すてや行ん

うゝめゝと何のゝとわかて思ふ
夢ゝ行ゝ世の中

宮門と渡ゝて山ゝ志きゝ山の陰ゝ行ゝ山西
彼西の里道と引ゝて渡ゝ山ゝ山西
田原とゝ引ゝ・実ゝ秋の山ゝ主ゝ物ゝ物ゝ・是
別外宮物ゝ・三宮院ゝゝ行方ゝ物ゝ物ゝ物ゝ

連歌の物語物ゝと侍ゝ侍ゝ侍ゝ侍ゝ・初宮長宮（後二条家卿宮）
都の侍ゝ宮ゝ物ゝ侍ゝ物ゝ侍ゝ物ゝ人ゝ物ゝ侍ゝ
彼宮宮へ行ゝ・長宮別宮ゝ侍ゝ物ゝ侍ゝ物ゝ侍ゝ
物ゝ物ゝと物ゝ侍ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ
年ゝ物ゝ・神代のゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ
の下ゝ・記録と引ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ
宮ゝ・雲霞の風ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ
の眉雪乃鬢新元時ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ
世ゝとゝ物ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ
え侍ゝ侍ゝ・後夜の前侍ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ
業ゝ及ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ・ゝ

無仁天皇御宇也。外宮御鎮座ハ雄略天皇御代なり。
参詣の次第なり。先外宮内宮鎮座の年を記す。當宮
とし天照豊受大神とり。別月神也。うしなひて神書
の記を引るる。伊勢記を引るる。伊勢諸伊勢冊
尊。月神をうみ月神とうみ給ひて。内方の尊を送
と給へり。山月神月神を内外両宮也と云。先いとな
つるの説なり。一書云。外宮の月神を天御中主
天御孫。迦伊勢諸伊勢冊尊のうみ給へる。月神
まうけ給ひ。国常立尊也。天神七代と水神と始て
て。月神の号なり。地神五代。火徳と生をうる事。
月神の名きまり。ほとし。六物を陰陽と父母として。水火

交雲のうをとうなり。是誠に天宮主実の智也。参宮
の道理を行ひ人間ふれられ。行ふ人なり。生れ
かたしと云なり。古松老樹の。うとと始うとを。
ていとうなるなり。多年を経て疑なきを。正直のと
のと思へ給ひ。神祭と表を。うつうなる冊を。
乃風。あふ桜皮を。ひのうを。
して。茅茨をうつ。
わうい。我の費とのうなり。うしは国の
うのうを風のまもあり。宮中に参礼と
出家の業は。五百枝松とり。毒丹の中まて用うて。宮
中へ用ひ。うしは文禁の礼義也。神孫とものて。

皇帝と稱し、帝位を崇て太神と号し、國家安全の
基を宗廟加護の德光世に及ぼしたまふと思ひ給へて
皇のたまひ給ふ思へしかは早物
行幸ありて神の都のうつし
あるべきなり。抜一千余廻の月と成て
とゝ成て宮居鳥居の雲霧よりはるかに
の姿をあらはし、荷國の神謂しらるしるし、造宮
の延引ありて、九月中旬、山口祭方々の光
しるし。大僧のしるしなり。のつるぬ。ひらけて荷宮御畫
海の始を為めるなり。雖略て皇御字、天照太神、大伝
之命を初め奉て大照豊受太神と我國へうつし

あらまつりて、去のかたの行幸、命神記の記述、麥生
し行へ、ひとは、山門、彼命と丹後の國へ下向して、
神明を行幸、西へ、ひとは、和泉へ、則丹
後國与海那、沙沼の奥井へ、うつり行て御遷
幸とか、ひとは、元亨、光大和國宇太宮なつせ法
て出、宿、次伊賀國宮御二宿、次伊勢國治康
神戸御宿、次山過幻宮出、宿、後相沼水平尾興子
行宮、三ヶ月まし、国七、号、今慶若雜宮、夜々天人
くだりて神樂と供と、今の世は豊明と号して甚盛也、
戊午秋九月遷新宮、山田原より遷幸ひの相殿は
三りらの神明、また、皇孫号天児屋根命太玉命

[illegible]の生れ給ふ少女、皆宮殿宗
廟社稷の神となり給ふ。○東の方の番と記したる物、皇
孫尊降臨の時、天照大神の御孫、天忍穂耳尊の御子、
天忍穂耳尊降臨の時、高皇産霊の神の詔へつれ
ば、とゝのへ給へし。ゆゑ[illegible]とゝのへ給ふ[illegible]
給へり。と。天照大神、乞い我が御子たれ給へ。地
神第二代の尊とし給ふ。彼の高皇産霊の御娘、栲
幡千姫と聚合給ふ。皇孫尊降誕給ふ。高皇
産尊、伊弉諾伊弉冉尊の御譲を得て、我朝の始
[illegible]。国土と皇孫尊に譲り給ふ。御子い
出雲国の御舎に御[illegible]。今の[illegible]
[illegible]

[illegible]。神書を引き給ふ。式考
のうたがひなし。日本紀よりも、万葉集よりも、[illegible]
くは[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]

丹奴羅須。小茨刈葺。宮造。玉毛金毛。不
飾者。四方國有。人夫者。煩貴。事曾奈
岐。然者何禮登母。運云。荷前筥之。長
路敞氐。子良毛御母良毛。暇波。日日之御
膳。絶藻瀬須。豐宇賀能賣農。神爲
之。大神酒御麁。勢。忍穗井之。以水炊。朝
且佐。奉饗。氏人農。三角拍之。常磐仁。百
官之。仕者。天業仁。不異。思之者。八隅知之。
吾大王能。御心能。聰明久賢久。御坐母。神
之誓登。水綿襁。懸留賴能。廣前爾。降惠
農。雨霧於。仰而受流。國土能。百姓業。

榮筥。作五穀物。雖置足。戶指勢奴。五百
枝杉之。濃綠。如不葉昏。伊麻勢太御世
右首奉讃ニ外宮天照豐受大神ニ歌也

短歌

處女子之。友爾別而。天原。振籬津久流。昔悲聞
右一首奉題ニ豐宇賀能賣神ニ歌也

いうつ丹後國の伊迦々・天女八人ありて・あ
るいていけるとうかくと・一人の老翁ありて・
中々・猶の衣とうかくと・天女うちみられて・れそし
きりめ・衣ぬかれきれもする天女・衣ぬうて・翁
云・やれよ子れ・衣かくしかくれ・國々をあるいて・わらわに

[illegible]
[illegible]
[illegible]

これをもて、むかしより村雲命・下界の水は不熟なり、天上の
ものとなりたりとて、高天原よりの行て、半漢の水と
くみて、瑞の御子に、いまなりし、外宮は、さきに、
かのものなりて、神供の御料を、炊ぎ、くめども、法界
なれば、いまに、うしなはず、奇特なり、天村雲命と、
ともに、天照大神、のまうでませ給ふ、三十二神御
ともし、給ふ、その中に、一神なり、荒宮度會氏
の祖神、云々、荒宮は、巫女なり、子良と、加雅の
乙女の、なまじ、夫婦の、わきまえしらぬ、御猶と、なりて
る、為なりて、免しなりたる、なり、神意は、かるいめしに、
二十四年、月年、冥界、こめられ、十二
月、
職と、なりて、大宮の、
うち、池と、なりて、海、なり、高宮、
と、古語、よい、多賀の、宮、
と、なり、荒宮、
と、なり、荒宮、
と、なり、荒

神仏相戯て変化顕かす。又神かくれ給て、花
紅葉の盛賢の事を かくしたまふ。衆よい法と讃て
宴飲の数耳を驚す。路よい騎とたゝへて、富貴の
神国と為のまし。心日ふるに帰て、かゝる花
表を不成ふ。見て侍りしと、望月人多く
交りて、行て見侍りし。鏡かゝ也。仏象也。
劉院七世の郷よりと、席中て明月よりかゝる。
武陵一日の花相かゝ。高砂とうたふ
かゝりうたくの不思議。連綿とうたふ。月読宮
来て舞給ふ。衆のうち業、何也とかゝて。庭の老
ちゝとるせり。月読の名とたゝへ。神代の事心ゆかるし

ゆるうゝ侍りて

いくゝ世々家のむかしを物ゝぬん
神代の物ゝ月ゝみのみや

当宮ゝ月宮へまゐる道筋。英ゝ筆のうゝまて
のゝゝ。或い水焼山とうゝ。新と立源ゝ
きゝ侍ゝ世ゝ。深ゝ。或い立家ゝ。程て顔とゝ
岸ゝ。かゝ。院ゝ。院ゝ宮殿ゝ。月ゝ到ゝ。新ゝ
ちかゝ。其ゝ。若ゝ。ゝ。外宮ゝ。ゝ。ゝ
物ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ん。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。
ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

漏の洩るゝを見て、山に仙宮を開き、
玉の女を伝の宝に擬し、二の手井の清
まて糸を引き、水下松を結て、百枝の榊に
掛し、宮中板いらかを重て、玉の女の
袖を飾り、清き白幣を捧て、仏法の
葉を開き十悪の人を導き、故に仏法は
仏法なり、二夜の礼を行ひ、故に今神道は
神を祭る、祝中常宮糸清の物を初め、会稽の
玉を、幣帛とし、清き白幣を捧て、仏法の
清浄を以て、潮を汲み、水を注ぎ、内
外清浄を以て、内外清浄より始まる

神の心と我心と異なる事なし、すなわち神明は同じ
物也、されども、神道の心を人に教へ、
清浄の心を人に教へ、是を実の宗旨
とす、まはしは、清作の法なり、
一、祈内宮の御祓は、神道也、天上より、四海を清
め、神道の、清て、書云、天
照大神、天岩戸に閉籠給ひ時、天下暗夜
なり、八百万の神、集て天香具山の榊を
の榊に、鏡を掛、玉を掛、青幣白幣を捧て、神楽
を奏し給ひ、天照大神、岩戸を細目に開給へ
ば、手力雄命と、神、岩戸に
引隠て、大神を、引出て、是を祓の、はじめ

うつせ給ふ。御かゝみなり。神武天皇御代に
まします帝皇の威光を世にあらはせる第十代の御門、崇
神天皇の御宇、靈威を人にあらはしたまひて、別の
殿とあがめて、ひろめたまふ。温明殿うしなひ給ふ。第十一代
の御門、富仁天皇の御娘、姫皇女と、此神鏡を
ひきゐたまひて、遠き神流をうつしたまふ。
御宮源ひろめ給ふ。御財節やうやうきえ、皇女日流ひ給ひて、
天皇廿五年二月、ひろめて大和國城上郡、豫城宮
とひろめ給ふ。此皇女、ひろめたまふ。こゝに神鏡と
本社なり。大和國宇陀郡、宇陀神戸なり。如
うつして、御鏡を、内裏にあらひ

ゆを内侍所うしなひ、天上板平の神鏡を、尚也
御遷幸ひろめ、皇女神鏡を載せまゐらせて、御落元
ひろめ給ふ。伊勢にうつしたまふ。
歴代ひろめ給ふ。たゞうつしたまふ。
流ひろめ給ふ。廿五年、二月庚寅、皇女をひきゐ
御舟をめして、川をのぼり、原御宮にうつる。御宮の
出来し、御舟をひろめて、ぬしを給ふ。
御宮開闢ひろめ給ふ。この川のほとり、山ひろめ、神道
山とひろめ給ふ。一の河ひろめ、五十鈴河うしなひ、天照大神、
下界に御宮源ひろめ給ふ。
程なく神慶をとゝめ給ふ。五十の殿ひろめ。

この所の少女、伊勢の国の・當宮と云・天照皇
太神宮・相殿の二神まして・手力雄命拝殿
の・姫命と申奉る・神代の御名ゆゑ・とのゝ
代々の記録なきにもれ・ことゝ・行方知れず
よ・經者の伝しるしこゝとゝ・長白の言を作る

皇御麻之。敕勢志。從神代。弟手降志。
種種農。天津寶能。一鳴。五十鈴河之。
水清見。流受益。皇之。高御位之。無動。
下津岩根之。御柱農。神能宮居農。自
内外。國手育。父母能。居諸之照。天原。
振離見者。古之。岩戸開。眞清鏡。載增

而。皇女之。光留簪之。玉匣。二見浦之。
湊與利。御船艤而。上瀬爾。河之波立傳。
御裳能。奴禮雞流時由。此河之。常石
堅石之。瑞籬毛。舊奴留霜之。有數登。
影於雙而。相生仁。千歳手送。百枝松。
朶於、奈良佐奴。神風也。伊勢云國爾。
垂跡。御世鎮居。皇御神香裳

右一首奉讃天照皇大神ヲ歌也

短歌

天降。五十鈴河乃。瑞籬能。舊奴留世々者。神也知長年
出雲の十鈴河乃・大宮と風乃音との・谷河のいらゝ

かゝる出て、御山木のこゝもとに
公はまゝ、こゝ河に世の
神滝にて、うゝ五月毎夕
の乾より、きこゝ
を、荒祭神とも、外宮
御秘のゆへ何もの神と
大宮のまもりにうつ
一木のうつと神祭とに
りもて、宮中をまゝ
号つゝの道とこの記て、
よまゝり、先晩に

也て、毎殿柏のとゝ
のゝきとゝ、天下の無華い、王道の衰微のゝ
仕ゝ世上の擾乱い、宗廟の荒廢ゝと及ぶ
例の源神よりのまゝ
度のゝ。而も松のゝ、
かゝゝ、まゝ
うゝと河原の
又源まゝの神
あてるはゝゝ
出産とかゝ

とのまゝ、長後の流と

ゝ、形かゝ始て、崇文松
ゝ、
ゝ、
ゝ、

嚴・南と如ふ[illegible]・[illegible]嚴の如くとなり・紀[illegible]
て拵宮のことなり・[illegible]物を[illegible]
とに無ことなりとなり・[illegible]
如神・[illegible]宮は月神・男神也・日神なり・陽神也・男神
よて[illegible]・[illegible]・女神[illegible]・[illegible]云・火は
[illegible]て德とあり・[illegible]火と[illegible]
[illegible]物をうりて[illegible]・水[illegible]
水は[illegible]離[illegible]・火德[illegible]
水火和合して・真[illegible]と[illegible]
[illegible]て・火[illegible]の白と[illegible]・男は冠と火は[illegible]
の[illegible]とて・女は[illegible]・[illegible]陽は

水とて[illegible]・陰は火とて[illegible]
去[illegible]・陰陽と[illegible]・男[illegible]陽は同し
如[illegible]陰は同し・[illegible]常位の神神は・陰も
[illegible]陽[illegible]・[illegible]生陰[illegible]の[illegible]・男は現[illegible]女は
現[illegible]・[illegible]の水火と[illegible]
[illegible]・[illegible]而て火と[illegible]
[illegible]・[illegible]月は[illegible]て[illegible]水と[illegible]
陰と[illegible]・月神は陰中は陽と[illegible]・[illegible]陰
[illegible]一陽也・[illegible]宮は天地の[illegible]・[illegible]物と[illegible]生
陰[illegible]・[illegible]物[illegible]・[illegible]の神・[illegible]
[illegible]・横[illegible]の板[illegible]・[illegible]板は[illegible]

の秘密なり。こゝを神祈と名づく。又人の出柱とも
山岳とも大言なりて、さてあるべき御柱也。こゝに
深義あり。般若心経のうち法とし、神とも仏とも秘密なり
也。此如是、こゝの人の神道を法身なり。此如
我神乃一切衆生を因しあまねく神なり。大権也世
して、衆度利生しなり。経の方便なり。我を西天
より出て、一代教を説給しも、本は二の金剛也。利益
をとゝ法華経なり。神道いにしへのこゝろ
なりしなり。破魔盧遮とかりそめ
二神此遮也、のまらしゝあまして、国土はうみ早水と
生しなり。国をそなへ人倫又ゝまる。

世ゝにこゝの如く、神道の利益はたらく也。天竺震旦
火焼くはやく出現。三十一万八千五百三十二年、天下を治め
給ふ。震火に出現尊也。六十三万七千八百九十二年、鷲
峯草葺不合尊八八十三万六千四十三年、国家と
先くみ給ふ。仏法と神法の国を中ゝ人とのうしなひ
益のみなりて、ゝゝ仏法世をあきなひ、ゝゝ
とゝ法を法ゝ法ゝ世ゝゝゝ。仏人神
道と法をさる時なり。上宮太子世なりて、仏法と
先給ふ。神道化現なり。自余は法大師の妙
崇と初ゝ。一宗を七社権現の威光を魏ゝ。法
を祖の黄山ゝゝ。三宗を四不の神の法風を

記紀に佛法を重んじ給ふ事は、神道の助なる事
とのみ、誠宗の義法に基き、已に人々の
性に佛性の玉とのみ、本覺を一理也、法已人を
教育とし給ふ。佛法と神道とは別なる事
冥慮と稱し、冥慮を我等に授かるなれども、
皆心の外にあらざる故、因縁の生を
の佛に、一人天帝の親族なれば、寶達の生を
し度とおもふ。外用の神に、七識執我の
拔難し。因て、當時の賢聖も利生を垂すし、
佛法の上に、人の字といふ。こゝろ、由たる
なりと。後夜物語しけるを思ひて、永の法を加

へ給ふ。加護を加へ給ふに、佛法を尊ぶ事
なりいやと。出世したる。六角のくらい、又歩とくらい
へ給ふ。神道のくらい、山王とくらい
靈地の霊地の霊地と樹ふ。
て、文殊の五ちらく河の水とも、東宮の
うとおもひて、ひとしきなり。麻の衣の
なり。騒のめと、所と法めをまいと、ちなうを
河のうなかなる。後の
ちかしてうかしめうるうるせ見て、如光の
水い、吾愛の塵とえ給ふ。利物の例に、ちなの
ちなれ、わかりなり。みちなとこの波、つねの伊勢の

海より流入ぬれば、細流巨海隔しかく、一味平等の
法水となる。このうるおいをうけ給恩いとまなく、永年
海院乃衆をしのいで、拾て渇要乃流より法みち
沒い神明乃形像まで、法の法際の流とむ
を拾はうかゆゑ、かゆゑの事と思いのりきてかく
境内をおさめ、弘法大師乃表向て、河内廿道
をうるおすゆゑか、祠官乃祈願をあるを海内都
鄙をはじめやうな、長庚の加護かいつまで家井の
をのつるものの多い所、香煙風蓋寺、江西寺法
海坊、茶竈地蔵坊、美挽山乃禅坊、かゆる寺
と一見して、朝熊乃ゆまつぬ、ゆるゆる見、伽藍

皇女乃ゆるゆるかつて、年月を経て、
神境あまたし、ゆるもを経のて、うるはしく内宮
をを経るゆゑ、仍境宮とゆゑ、山中を寶殿
と法るゆゑ、胡目ゆるに百練の美法かゆゑ、岸
下法石と先年、夜月ゆゑ、宮乃記ゆゑ法
みるかゆゑ、元ゆるゆゑ法ゆゑ、山をうるゆゑ
ゆるゆゑ、樹木悉底ゆ河ゆ、ものほゆ乃ゆゑ
ゆゑ、波浪ゆゑ法ゆゑ、ゆゑ法ゆゑ、ゆゑ法ゆゑ、
ゆゑ法の色像とみる、色像不生ゆゑ、九界佛
界乃ものとゆゑ、ゆゑ法ゆゑ、如来法界の境
ゆゑ、去ゆゑ、我ホ立敬の河ゆゑ、ゆゑ法ゆゑ。

仏境かかくのごとく・三毒の雲をはらひ・物月
はるかに照らすがごとく・かりの新像を拝して・色々
物をうあらくいとこのむ・これ
く・永劫の苦患をまぬかれ・うしなふて神明と和光
垂迹の都といふべく・末世五濁の生をそくい・隨孫無
間の境と知りて・常没流轉の塵をはらふ・誰か
いはん大権方便の利益かくのごとく・わがしたしく一家眷屬の
妙理かくのごとく・仍長徳二百の齋をたくはへて・内外一程
の益とはめでたし

千磐振。神世不替。朝熊之。阿波丹建
留。瑞籬農。水能心毛。伊知早久。宮居
手出而。有麓。阿利曽之上於。耀須。光
麻志和流。塵土之。積留山農。高照。月
由勝而。隠奈貴。鏡宮者。多輔妙
句阿梨計梨

短歌

朝熊也。豊榮登。日影社。天津神世之。鏡奈利雑禮
胡無よて・二見浦をいつくしき・ほとり
をちかくみ侍るに・ひとつ社をしめ
うるかとはみなれて・ものしるしあらたなる
あるかと・きかまほしく・ものしるしことは
ひとつ・なほ・なほ・なほ

凡そ三里にして、はるかに海を望むに、うしろは
遠浦砂こうこう、方株の松樹多く、孤嶼滅こうして、
百尺のいとかの月多くは、あるいは、こはうう多く佐義の神
なり。ゆゑに神宮寺、また、右神宮寺、宗源等の神
なりと伝へ、峯の崗、嵐のいとかに、小国と称す
るなり。松ばかりのみ、ゆきて、一面なり。松の
なら葉多く、多の風、吹きうつして、海多く神さびたり。
如何年孫縁のつてか、ある浦多く、海を為して、
神恵を有かるべく、松多く、結ぶの変として、石中
ときなり。大浦の浦と、のうち多く、伊勢海のうち
と、ときるなかの中、ゆゑ、南多岸をすべて、白
砂雪とのきをもって、ながらえ、ながきを
浪風多くもいって、あるいは、ながき
浦のうちに、ゆゑ、江寺とよばれ、磐
の霊地多ゆゑ、入海のうち、ときて、
浦の湾、ときなるなり。石橋い磐折多
あるゆゑ、青木多、契て、遠多ゆゑ、
ゆゑ、僧坊かたいのうち、ときて、
中なるなかゆゑ、ゆゑ、世の
ときなり。のまの、ゆゑ、四五宇、ゆゑ、
うきなり。毎浦毎の毎火の、波とゆく、新とのゆ見
ゆ。霜蹄うこうこう、徒多、樵の斧の音、ゆ、風多

[illegible]・一花一香もなしぬべし。
手手眼のうちにいかうさうこそ。佛祖のきはめ
なる事と。人間のわたらぬ物なる少世界・世のはかなき
うちとへて。旅の海山去行くまゝ。彼寺々禁の
[illegible]なりて。跡を[illegible]曲清なみを隔て。雲の
松絵よりまさるうらやましく。色や武蔵野や。海の絵の
松なるらんと思へば。海もなれなれしく。[illegible]
とのうち。白水郎の[illegible]なる船きゝの
なる海士の[illegible]やと見ゆる。武入口
と海とにはやと流。[illegible]みし
[illegible]海のなれなれしく。[illegible]侍りしとうらやましと

笑て。いとゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ。海人の
一笑とわすれて。俳業の四韻を仕ル

浦松似畫夕陽裏　老眼摩挲費苦吟
水自細流通海脈　波横万頃列天心
雲晴雲起山高下　潮去潮來月淺深
六十餘年漂泊處　江湖風景不如今

此真のわもかしし。我とうこゝに古波幽みゝ[illegible]
しゝ。兎毫とゝめて[illegible]
[illegible]海藻の風[illegible]
[illegible]
[illegible]海辺の無[illegible]
[illegible]海門[illegible]

[illegible]唐橋の[illegible]・[illegible]の[illegible]
[illegible]・雲の波[illegible]の[illegible]
[illegible]の国のきしを[illegible]
[illegible]・[illegible]・[illegible]
[illegible]の[illegible]・[illegible]
[illegible]の山と見[illegible]
伏[illegible]・[illegible]・[illegible]
[illegible]・[illegible]の[illegible]
[illegible]浦の奇特[illegible]・[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]山[illegible]
[illegible]・[illegible]・[illegible]
[illegible]・[illegible]・[illegible]
[illegible]・[illegible]・

とまるい。一寺の僧侶。かの海と社。ふるい仏像。今
[illegible]
この世をうきまして。波まを
[illegible]
風吹わたして。雁波の
なくいかしこ

雁波江の
[illegible]
山と物とのうして。風
渓寺のうしくまして。西
[illegible]
[illegible]

[illegible]
世の
方と尺度は。河の
[illegible]
[illegible]
[illegible]

河の如き、のまさに弱年て、一れのまかりまさすに先ら
しらは、多向のんをしのるれ貴ゐ、宿所の紙製
をる少くを、思ひ立て侍ふ人々云、中納と大和の国
といふ哥道と聞まして云葉しいて、国の守護をそな
尚宮ゆく、歌の根本豆我神よりのもの、根本も
諸社条筋の情事い、常ふ見てこそ侍う、あ宮
法乗の連歌い、いまし少友とそ、神の御よりのはま
向をなら、人のうをそらと去ってきるる、今既よ条筋
侍ふ、根本ものもとを侍ふ一夜の会とのへて、
累日几席を引うんと侍ふ、西国をしるよ、西国をしるよ
藝能わもしく、行とりいやし席よつ、ゆ、若元

十余人笠忘服集ふ、千中ふ宴賛のいまうして、
うゆやうる句のんとをいて侍ふ、老家をし
向をいはをく、若葉ふ初をいかく
わをるかをくをくの一首に
といふ句の侍ふ
人の涙は思ひいをくをを
ど、宴賛のをくをて侍ふ、法人の神吟耳と弱し、
海底の感歌陽とあつ、こををを
うけあるを少い、のををを
のみをくをて、腐のうちをう弱い海いををを
物と、此宴賛のうをい、をも志学といををとをを。

[illegible]の底ちう・かるもの[illegible]紀氏の系図に記して侍る・[illegible]
かるに侍らもの[illegible]やうくて生みふるはんと・[illegible]
くれなゐ[illegible]ゆ・[illegible]と侍生母[illegible]ぬ[illegible]・[illegible]れ
はしいしかり・[illegible]と[illegible]・[illegible]・懐奉よ[illegible]
まして紀氏に[illegible]ぬ・[illegible]れ[illegible]ぬ・天の
うたくらと物み初侍し・神代の物[illegible]
[illegible]たして大和[illegible]れ[illegible]
うたてのそ[illegible]・[illegible]山田の原の・[illegible]
木をもみ[illegible]・[illegible]の[illegible]入江の[illegible]
鏡業・後生[illegible]て教奇の道[illegible]・[illegible]
思ふ・都の[illegible]・[illegible]

[illegible]ぬ・[illegible]・[illegible]・[illegible]
道よれもむく日・[illegible]・紙の[illegible]
[illegible]をして・神の内の宮[illegible]・一隅[illegible]
筆作の・[illegible]
とあるも[illegible]・[illegible]

源氏物語桐壺序

源義政

[illegible]氏とのかゝ[illegible]系院の[illegible]村[illegible]寺為村[illegible]
う書也・[illegible]に村上天皇の姫宮・大斎院選子内親王
[illegible]・上東門院[illegible]
[illegible]・[illegible]紙[illegible]

女房式部とめして、いろゐるとうゐつすうとれ申せのし
きる事、式部よりうく、たらくゐいくゐや竹とを加と、
うなめつしきるくや、ゐのくくしく志いて、ゐ流ききを
ゐまいうんと、ゐりかせ給ひきるうい侍りゐんを
ゐ事ゐりくしはくいてしつく学てん給と、和歌きしを
れて、仕ゐくくうゐかくくゐやゐとける、ゐくくゐ侍て
まくくせきを、和ゐをゐりくきりけし、まつうゐゐみを
石山よ条殿して、初会といゐたを、ゐ中一八月十五夜の
月、うゐうみゐうゐて、ゐのくくうなるとみて、んをみる
に、新良番弁を天ゐゐゐて、三千世界眼前をと深
して、下句を乗しゐる時、御宝殿の内女の契しも、

十二月縁仏裏室と侍ゐ給ひ（ゐ）し云く、式部一色と思い出
しし出給ひゐ、室假中の三諦也不治わ九三諦一諦
の法花経の内地とゐせて、和歌の風儀ゐゐゐて、侍
ゐくゐと思いゐちけゐ也、まき伊勢物語とゐくを
作をゐりとゐいゐ、仏業手中將ゐ、ゐの縁親まの
御子、伊豆内親王のゐ、ゐやゐゐゐてその志ゐゐゐ
ゐゐゐくゐ、ゐ内ゐとゐ和ゐゐ中（ゐ内ゐくゐ）とゐゐ
ゐくゐ、光源氏君と若ゐを出ゐゐゐ、波ゐ条
ゐ条ゐ二人ゐ后ゐ、ゐのゐくゐみくゐて、房雲の如院
二条ゐ内侍ゐゐゐかくゐて、伊勢斎宮ゐ立ゐ、よくゐ
ゐ、六条御息所ゐ光、秋宮ゐくゐくゐ和ゐ

とおもひ・こゝにのみかゝるさくらの花をこそ
うしなひたてまつる事・とのみなげかるゝ事かな・
又説に西宮の右大臣の御ことば醍醐帝の皇子・一番に源
氏なり・みかどかくらゐにすゝみたまひしと・天和二年
に左近衛中将にうつり給ひしに・紫式部はさぶらひし
由にて・思ひかけぬ御ことにけうとくなりぬ・わが心にかなひ
世をもてあつかひ給ひ・光源氏なりとて・一部の
若と出きたる・りんしんなる事なり・
第三のことに・こゝをもてあつかひ・つくるほと
を宮式部といふ・若よりて・りんのうの
あつらへ・大寧院をうけたまはりしと・清涼の南を

きりうしわかしよりあつまりの人々のいとをかしの
の左近の陣・式部はいかにかうさぶらふとの
事かなと・この式部は一条院の御めのもとの也・上東門院
由にせらるゝとて・わうゆるしのものの也・表と思ひめせ也
の給ひて・ひらきたのむとうをもとめ少々式部郎の・帰とかつ
しみ表と思ひ・けいとうはつくりきしを
るゝ也・ひらきたる式部とめ・又うめし藤式
部といふ・遠国のたて・紫式部のかたて・ひらきたる式部
といふ也・まことにうたをかきて・わが身をわるくなる
ぬきて・人のかたとしし・わが国のうたをのみ
を・こゝにうたをかきてかゝるものをいを

[illegible]

[illegible]

[illegible]